

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	富士市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士市長

## 公表日

令和4年12月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	富士市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和55年3月29日条例第7号)に基づき、ひとり親家庭等の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、医療費を助成する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①ひとり親家庭等医療費受給者の認定及び資格管理 ②ひとり親家庭等医療費受給者に対する受給者証の交付 ③ひとり親家庭等医療費助成金の支給</p>
③システムの名称	福祉総合情報システム(ひとり親医療システム)、富士通社MISALIO、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第3の欄
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属名	福祉部	福祉こども部	事後	組織改正に伴う変更
平成31年3月1日	システムの名称	福祉総合情報システム、富士通社MISALIO、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	福祉総合情報システム(母子医療システム)、富士通社MISALIO、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、電子申請	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か?	平成28年7月1日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年3月1日	IVリスク対策		追加	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属庁の役職名	こども家庭課長 望月 明美	こども家庭課長	事後	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か?	平成31年1月31日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か?	平成31年1月31日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年7月1日	評価書名 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要 2.特定個人情報ファイル名	母子家庭等	ひとり親家庭等	事後	条例改正に伴う変更
令和3年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子医療システム	ひとり親医療システム	事後	条例改正に伴う変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か?	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う変更
令和4年12月1日	I 5 ①部署	福祉こども部 こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	組織改正に伴う変更
令和4年12月1日	I 5 ②所属長の役職名	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課	子育て給付課長	事後	組織改正に伴う変更
令和4年12月1日	I 7 請求先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課	富士市役所 こども未来部 子育て給付課	事後	組織改正に伴う変更
令和4年12月1日	I 8 連絡先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課	富士市役所 こども未来部 子育て給付課	事後	組織改正に伴う変更
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か?	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第3の欄	・番号法第9条第2項 ・富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第3の欄	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	番号法第19条第9号	事後	